

－制定・改廃の概要－

条例・規則名 火災予防施行規程の一部改正

公布年月日・番号 令和8年3月31日・東京消防庁告示第5号

1 概要

(1) 改正理由

これまで防火管理技能再講習、防火安全技術再講習及び防災センター要員再講習（以下「本件各講習」という。）の登録講習機関及び指定機関（以下「登録講習機関等」という。）は、受講者が再講習を修了した場合、受講者が持参した現に交付されている修了証を回収し、引き換えに新たな修了証を交付していたところ、本件各講習については、一部オンライン講習が実施されており、オンライン講習受講者は、受講後に現に交付されている修了証を郵送で登録講習機関等に送付しなければならない、受講者に一定の負担が生じていた。

郵送に係る受講者の負担軽減及びオンラインで手続を完結できる利便性の向上を図るため、火災予防条例施行規則及び火災予防施行規程の一部を改正し、消防総監及び登録講習機関等の修了証回収手続を廃止したものである。

また、林野火災予防の実効性を高めるため、火災予防条例が改正されたことに伴い、所要の改正が行われた。

(2) 改正内容

ア 消防総監及び登録講習機関等が本件各講習受講者に修了証を交付する際に、現に交付されている修了証と引き換えることが不要とされたこと（第9条及び第9条の2関係）。

イ 本件各講習受講者が受講時に修了証を持参することが不要とされたほか所要の整備が行われたこと（別記様式9号、9号の2、11号及び12号関係）。

2 施行日

令和8年4月1日